

○松山大学納付金規程

平成10年4月1日

制定

(目的)

第1条 この規程は、松山大学学則（以下「学則」という。）その他諸規程に基づき、入学金、授業料、教育充実費、在籍料、証明手数料等並びに研究生、委託生、科目等履修生、薬学部聴講生、外国人留学生及び外国人聴講生の納付金等の納入に関する事項を定めるものである。

2 委託徴収金の納入については、別に定める。

(定義)

第2条 この規程において学費とは、授業料、教育充実費、研究生納付金、委託生納付金及び外国人留学生納付金をいうものとする。

2 入学金、学費及び在籍料については、別表に定める金額とする。

3 この規程において手数料等とは、入学検定料、科目等履修生の登録料及び受講料、薬学部聴講生の登録料及び聴講料、外国人聴講生の登録料及び聴講料、並びに証明手数料をいうものとする。

4 手数料等については、別表に定める金額とする。ただし、証明手数料については、「学校法人松山大学証明手数料等徴収規程」によるものとする。

(学費の納入方法及び納入期日)

第3条 学費は、年額の2分の1を学期（前学期分及び後学期分）に分けて、指定の方法により次の期日までに納入しなければならない。

前学期分 4月30日

後学期分 9月30日

2 前項に定める納入期日が金融機関の休業日である場合は、休業日直前の営業日とする。

3 第1項の規定にかかわらず、新入学生（編入・転入・再入学生を含む。）の入学年度の最初の学期に係る学費は、入学金とともに、入学手続き時に納入するものとする。ただし、学費については、入学手続き終了後、納入期日の属する年度の末日（学則第17条に基づき9月に編入学する者については、入学日の前日とする。）までに入学辞退を届け出た場合に限り、返還するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、研究生、委託生及び外国人留学生の入学年度の最初の学期に係る学費は、入学金とともに、入学手続き時に納入するものとする。ただし、学費については、入学手続き終了後、所定の期日までに入学辞退を届け出た場合に限り、返還するものとする。

(延納)

第4条 やむを得ない事情により、前条に定める納入期日までに学費を納入することができない者が、所定の手続をすれば、学費の延納を許可することがある。

2 学費の延納については、別に定める「学校法人松山大学学費延納規程」によるものとする。

(除籍)

第5条 第3条に定める納入期日の経過後、その督促を受けてもなお、前期については8月31日までに、後期については2月5日までに学費を納入しない者は、学則第27条第1号により除籍する。

2 学則第27条第1号により除籍された者の在学の最終日付は、既に学費を納入した学期の末日とする。

(除籍の取り消し)

第6条 学則第27条第1号により除籍された者が、除籍発令の日から1月以内に滞納分の学費を納入し、所定の手続をすれば、在学中2回に限り除籍発令を取り消す。また、除籍発令の日から1年以内に滞納分の学費を納入し、所定の手続をすれば、退学したものとすることができる。

(休学者の在籍料及び学費)

第7条 休学者の在籍料及び学費については、次の各号のとおりとする。

- (1) 休学者は、所定の期日までに、別表に定める当該学期の在籍料（半期分の教育充実費の4分の1相当額、薬学部においては半期分の教育充実費の8分の1相当額、情報学部においては半期分の教育充実費の6分の1相当額）を納入しなければならない。
- (2) 学期途中で休学を許可された場合には、休学を許可された日の属する月の翌月から復学を許可された日の属する月の前月までの学費について、月割りをもって免除する。
- (3) 学費を既に納入済みの者が、学期途中で休学を許可された場合には、当該学期の学費のうち、休学を許可された日の属する月の翌月以降の学費について、月割りをもって返還する。

(退学者の学費)

第8条 退学者の学費については、次の各号のとおりとする。

- (1) 退学者は、退学を許可された日の属する月までの学費について、月割りをもって納入しなければならない。
 - (2) 学期途中で退学を許可された場合には、既に納入済みの当該学期の学費のうち、退学を許可された日の属する月の翌月以降の学費について、月割りをもって返還する。
 - (3) 休学中の者が退学を申し出た場合には、第1号の規定を適用しない。
- 2 死亡による退学者は、当該学期の学費を免除する。学費を既に納入済みの者が、学期の途中で死亡した場合には、全額を返還する。
- 3 学則第35条による退学者は、当該学期の学費全額を納入しなければならない。既に納入済みの学費については、返還しない。
- 4 学則第35条による退学者が学則第27条第1号により除籍の対象となった場合においては、学則第35条による退学が優先される。この場合、単位の認定等は既に学費を納入した学期までを有効とする。

(停学者の学費)

第9条 学則第35条により停学中の者は、学費を納入しなければならない。

(新入学生が最初の学期中に休学又は退学する場合の扱い)

第10条 新入学生が最初の学期中に休学又は退学する場合には、第7条及び第8条第1項は適用しない。

(9月編入学生の学費)

第11条 学則第17条に基づき9月に編入学した学生のうち所定の修業年限及び卒業要件を満たしたものが卒業時期を半年間延期し在籍することを承認された場合には、学費に代えて別表に定める在籍料を納入しなければならないものとする。

(手数料等の納入)

第11条の2 手数料等は、その都度納入しなければならない。

(返還)

第12条 一旦収受した入学金、学費、在籍料及び手数料等は返還しない。ただし、第3条第3項及び同条第4項、第7条第3号並びに第8条第1項第2号及び同条第2項の定める場合には、この限りでない。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、全学教授会の議を経て理事会が行う。

附 則

- 1 本規程は、1998（平成10）年4月1日から施行する。
- 2 本規程は、1998（平成10）年度在学生にも適用する。

附 則（1999（平成11）年4月1日）

本規程は、1999（平成11）年4月1日から施行する。

附 則（2000（平成12）年4月1日）

本規程は、2000（平成12）年4月1日から施行する。

本規程第8条および第9条の「死亡による退学」については、2000（平成12）年度在学生にも適用する。

附 則（2001（平成13）年4月1日）

本規程は、2001（平成13）年4月1日から施行する。

本規程別表(2)における外国人聴講生聴講料については、2001（平成13）年度在学生にも適用する。

附 則（2002（平成14）年4月1日）

本規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

附 則（2003（平成15）年4月1日）

本規程は、2003（平成15）年4月1日から施行する。

附 則（2004（平成16）年4月1日）

本規程は、2004（平成16）年4月1日から施行する。

附 則（2005（平成17）年4月1日）

本規程は、2005（平成17）年4月1日から施行する。

附 則（2006（平成18）年4月1日）

本規程は、2006（平成18）年4月1日から施行する。

附 則（2007（平成19）年4月1日）

本規程は、2007（平成19）年4月1日から施行する。

附 則（2009（平成21）年4月1日）

本規程は、2009（平成21）年4月1日から施行する。

附 則（2010（平成22）年4月1日）

本規程は、2010（平成22）年4月1日から施行する。

附 則（2011（平成23）年3月25日）

本規程は、2011（平成23）年4月1日から施行する。

附 則（2012（平成24）年1月27日）

本規程は、2012（平成24）年4月1日から施行する。

附 則（2013（平成25）年3月22日）

この規程は、2013（平成25）年4月1日から施行する。

この規程は、2013（平成25）年度在学生にも適用する。

附 則（2019（平成31）年3月22日）

この規程は、2019（平成31）年4月1日から施行する。

附 則（2021（令和3）年3月18日）

この規程は、2021（令和3）年4月1日から施行する。

附 則（2023（令和5）年4月28日）

この規程は、2024（令和6）年4月1日から施行する。

ただし、2023（令和5）年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（2024（令和6）年6月28日）

この規程は、2025（令和7）年4月1日から施行する。ただし、本規程別表(1)については、2025（令和7）年度の入学出願者から適用する。

附 則（2025（令和7）年2月28日）

この規程は、2025（令和7）年4月1日から施行する。

別表(1)

区分	学部	金額					備考
		経済学部	経営学部	人文学部	法学部	薬学部	情報学部

授業料（年額）	680,000円	680,000円	680,000円	680,000円	1,400,000円	880,000円	
	80,000円	80,000円	80,000円	80,000円	240,000円	120,000円	松山大学学生の学費減額措置に関する取扱いに基づき学費減額措置の適用を受けた者
教育充実費（年額）	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	1年次 400,000円 2～6年次 500,000円	300,000円	
	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	160,000円	75,000円	松山大学学生の学費減額措置に関する取扱いに基づき学費減額措置の適用を受けた者
在籍料（前・後期各）	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円	1年次 25,000円 2～6年次 31,250円	25,000円	新入学生の前期は除く
入学金	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	
入学検定料	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	
共通テスト利用選抜の入学検定料	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	
社会人（シニア）特別推薦入試	—	—	—	10,000円	—	—	

による入 学検定料							
--------------	--	--	--	--	--	--	--

※在学中に授業料・教育充実費の改定を行った場合は、改定後の授業料・教育充実費を適用する。

別表(2)

※経済学部，経営学部，人文学部，法学部

区分	金額	備考
科目等履修生受 講料	1単位につき 10,000円	ただし，松山短期大学学生については1単位6,500円とし，松 山大学大学院生についてはこれを免除する。
科目等履修生登 録料	年額 10,000円	ただし，松山大学大学院生，松山短期大学学生は全額，本学 学部卒業者・大学院修了者，松山短期大学卒業者は半額を免 除する。 年度を改め，引き続き科目等履修を許可された者は全額を免 除する。
研究生納付金	年額 880,000円	
委託生納付金	年額 880,000円	
外国人留学生納 付金	年額 880,000円	
外国人聴講生聴 講料	1単位につき 10,000円	ただし，日本語1～4については，1科目20,000円とする。
外国人聴講生登 録料	年額 10,000円	ただし，本学学部卒業者・大学院修了者は半額を免除する。 年度を改め，引き続き聴講を許可された者は全額を免除する。

別表(3)

※薬学部

区分	金額	備考
聴講生聴講料	1単位につき 講義科目 20,000円 演習科目 40,000円	
聴講生登録料	年額 10,000円	ただし，本学卒業者は半額を免除する。 引き続き聴講を許可された者は全額を 免除する。

別表(4)

※情報学部

区分	金額	備考
----	----	----

科目等履修生受講料	1単位につき 13,000円	ただし、松山短期大学学生については1単位8,500円とし、松山大学大学院生についてはこれを免除する。
科目等履修生登録料	年額 10,000円	ただし、松山大学大学院生、松山短期大学学生は全額、本学学部卒業者・大学院修了者、松山短期大学卒業者は半額を免除する。 年度を改め、引き続き科目等履修を許可された者は全額を免除する。
研究生納付金	年額 1,180,000円	